目で見る日本の地方財政

地方財政の状況

令和3年版 地方財政白書ビジュアル版(令和元年度決算)



地方財政の役割 01
令和元年度決算の概況
歳入 ····································
1. 歳入内訳 07 2. 通常収支分と東日本大震災分 08 3. 歳入内訳の推移 09 4. 国税と地方税の割合 10 5. 地方税(構成、推移、人口1人当たり税収額の指数) 10 6. 地方交付税 13
歳出
1. 目的別歳出 14 2. 通常収支分と東日本大震災分(目的別歳出) 15 3. 目的別歳出の内訳(民生費、教育費、土木費) 16 4. 性質別歳出 18 5. 通常収支分と東日本大震災分(性質別歳出) 19 6. 性質別歳出の内訳
(扶助費、人件費、普通建設事業費、補助費等、繰出金)20
財政構造の弾力性
1. 経常収支比率(推移及び内訳)
2. 実質公債費比率及び公債費負担比率(推移) 25
将来の財政負担 26
1. 地方債現在高及び債務負担行為額の推移
公営企業 28
1. 公営企業の果たす役割 28 2. 公営企業の事業数 28 3. 決算規模 28 4. 経営状況 29
東日本大震災の影響 30
1. 被災団体における決算の状況(歳入、目的別歳出、性質別歳出) 3C 2. 被災団体における公営企業の経営状況 32
地方財政健全化の推進 33
1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要
1 本資料における「純計決算額」は、都道府県(47団体)及び市町村(市町村1,718団体、特別区23団体、

- 一部事務組合1,179団体、広域連合114団体、計3,034団体)の普通会計を取りまとめたものです。
- 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合が あります。
- 3 普通会計決算については、平成23年度から通常収支分(全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの) と東日本大震災分(東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの)を区分して整理して います。

地方財政の役割

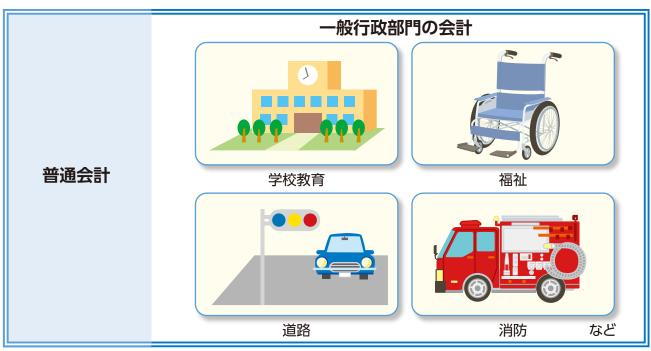
都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな 行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

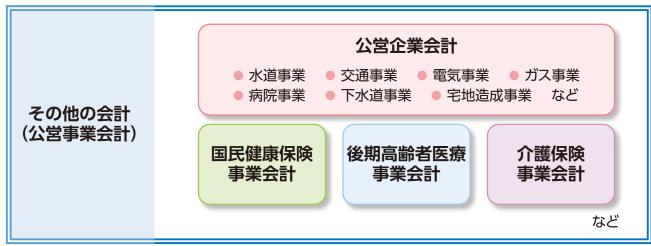
ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、令和元年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組(主に、健全化判断比率等の状況)などを紹介していきます。(上下水道、交通、病院などの公営企業については、「公営企業」の項で紹介します。)

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないため、決算統計では、地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。

地方公共団体の会計

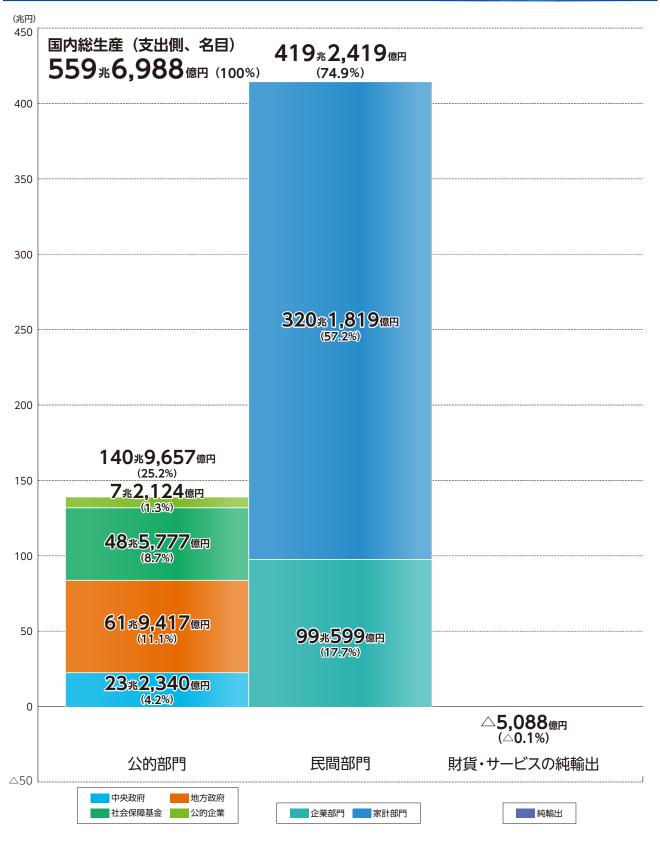




地方政府の支出は、どの程度の規模なのでしょうか?

地方政府の規模を国内総生産(支出側、名目)に占める割合でみると、地方政府が11.1%を占めており、中央政府の約2.6倍となっています。

国内総生産(支出側、名目)と地方財政(令和元年度)



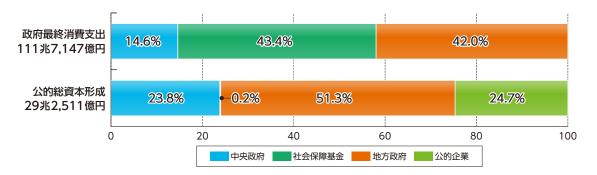
地方財政の役割

公的支出に占める地方政府の割合は、どの程度の規模なのでしょうか?

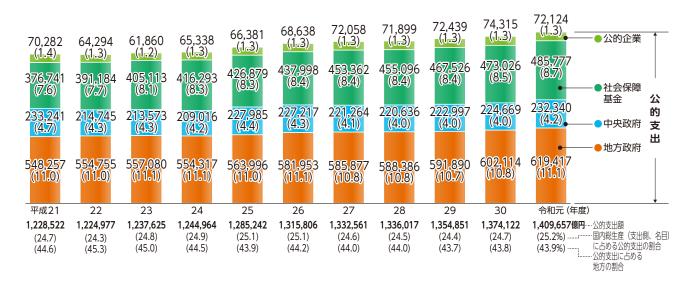
公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、政府最終消費支出においては42.0%、公的総資本形成においては51.3%を地方政府が支出しています。地方政府は中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っています。

公的支出の状況





公的支出の推移

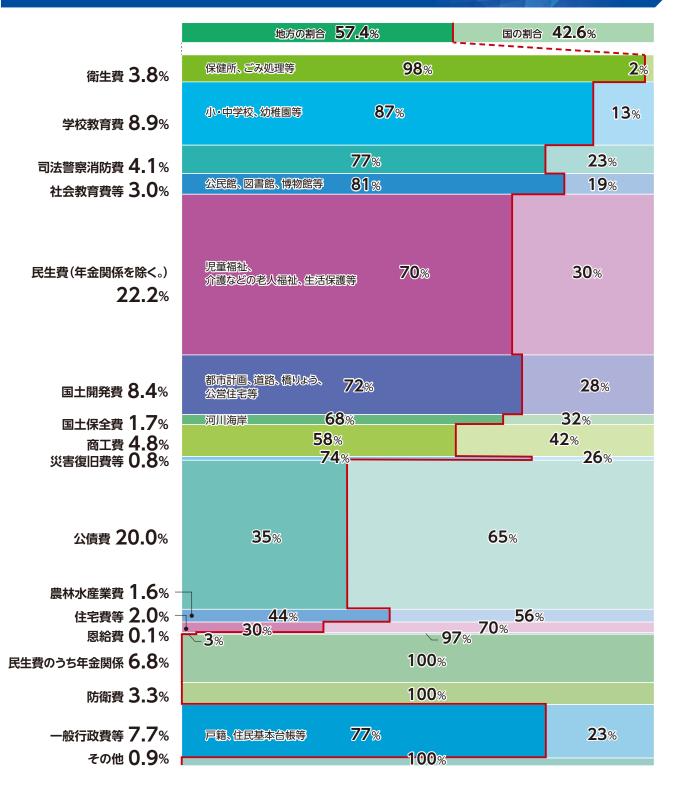


どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか?

国と地方を通じた歳出純計額の目的別歳出について、最終支出の主体に着目して国と地方に分けると、下図のようになります。

地方の歳出の割合が高いのは、主に、民生費、衛生費、学校教育費などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合(最終支出ベース)



令和元年度決算の概況

1 歳入

103兆2,459億円(前年度比1兆9,006億円増、1.9%増)

101兆1,238億円(前年度比2兆1,475億円増、2.2%増) 通常収支分 東日本大震災分 2兆1,221億円(前年度比2,469億円減、10.4%減)

通常収支分の増加は、国庫支出金、地方税の増加等によるものです。 東日本大震災分の減少は、繰入金、国庫支出金の減少等によるものです。

2 歳出

99兆7,022億円(前年度比1兆6,816億円増、1.7%増)

97兆8.969億円(前年度比1兆9.628億円増、2.0%増) 通常収支分 東日本大震災分 1兆8,053億円(前年度比2,812億円減、13.5%減)

通常収支分の増加は、普通建設事業費、扶助費の増加等によるものです。 東日本大震災分の減少は、普通建設事業費、災害復旧事業費の減少等によるものです。

3 決算収支

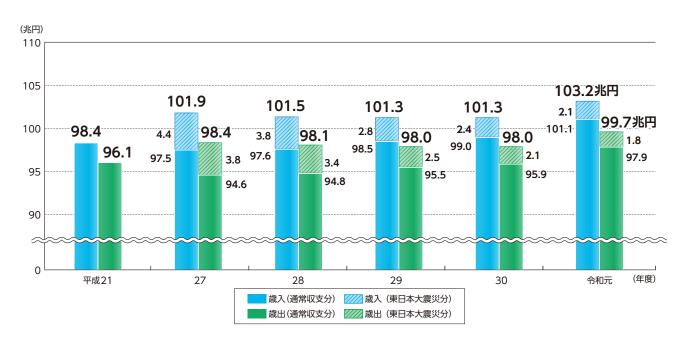
実質収支は、2兆1,595億円の黒字となっています。

区 分	決算額		赤字の団体数	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
実質収支	2兆1,595億円	1兆9,828億円	_	2
単年度収支	1,774億円	▲549億円	1,373	1,583
実質単年度収支	779億円	350億円	1,609	1,690

⁽注)実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。 単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。 実質単年度収支は、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額をいいます。

4 決算規模の推移

通常収支分は、歳入、歳出ともに7年連続で増加しています。



5 主な財政指標

経常収支比率は、前年度より0.4ポイント上昇し、93.4%となりました。 実質公債費比率は、前年度より0.4ポイント低下し、8.0%となりました。

区 分	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
経常収支比率	93.4%	93.0%	0.4
実質公債費比率	8.0%	8.4%	▲0.4

6 普通会計が負担すべき借入金残高

地方債現在高に公営企業債現在高(普通会計負担分)及び交付税特別会計借入金残高(地方負担分) を加えた借入金残高は、192兆2,651億円(前年度末比1兆3,490億円減、0.7%減)となりました。

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
地方債現在高	143兆4,565億円	143兆6,544億円	▲1,980億円	▲0.1%
地方債現在高 (うち臨時財政対策債)	53兆9,662億円	53兆9,792億円	▲130億円	▲0.0%
公営企業債現在高 (普通会計負担分)	17兆5,963億円	18兆3,424億円	▲7,461億円	▲ 4.1%
交付税特別会計 借入金残高(地方負担分)	31兆2,123億円	31兆6,173億円	▲4,050億円	▲ 1.3%
合 計	192兆2,651億円	193兆6,141億円	▲1兆3,490億円	▲0.7%

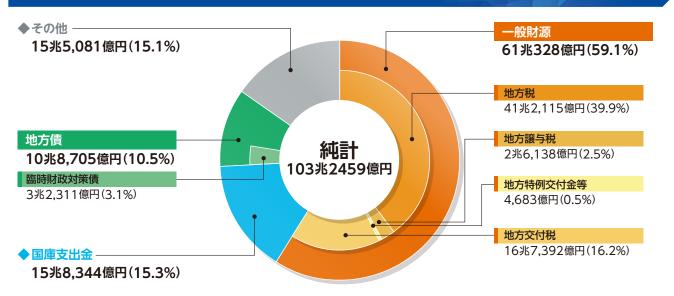


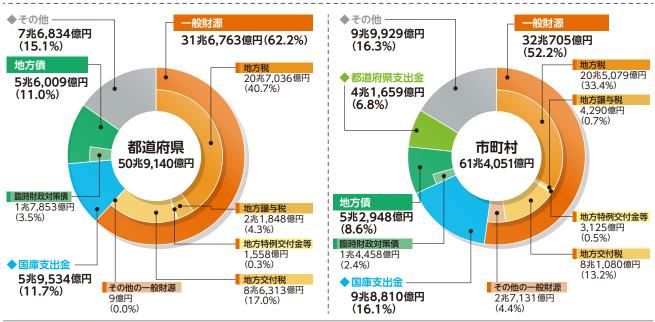
行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか?

1 歳入内訳

歳入に占める割合は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。このうち、地方税 や地方交付税のように、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。地方公共団体が、さ まざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になりますが、その構成比は 59.1%となっています。

歳入決算額の構成(令和元年度決算)





地 方 譲 与 税: 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方揮発油譲与税などがあります。

地方特例交付金等: 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収並びに消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補塡するために交付される減収補塡特例交付金、令

和元年10月1日に開始した幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について交付される子ども・子育て支援臨時交付金です。

地方交付税:地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源で

す(詳しくは13ページ「6地方交付税」をご覧ください。)。

国庫支出金: 国が地方に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等の総称です。

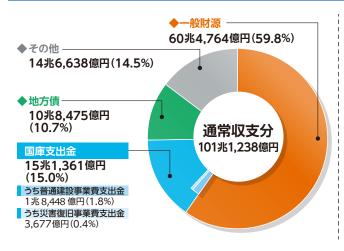
地 方 債:地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

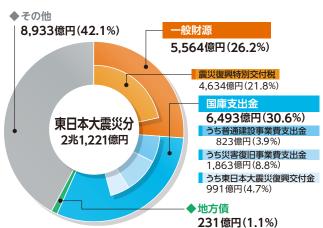
臨時財政対策債: 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

(注)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

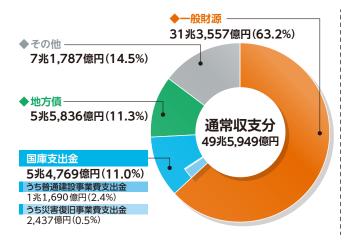
2 通常収支分と東日本大震災分

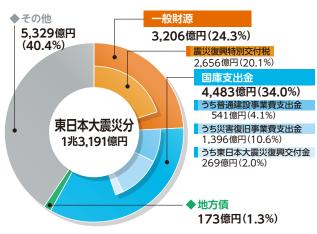
純計



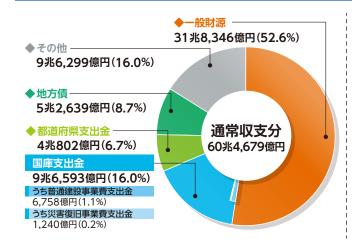


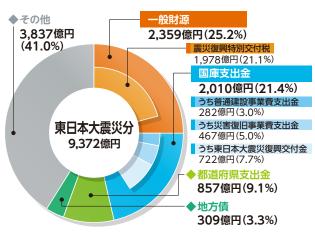
都道府県





市町村

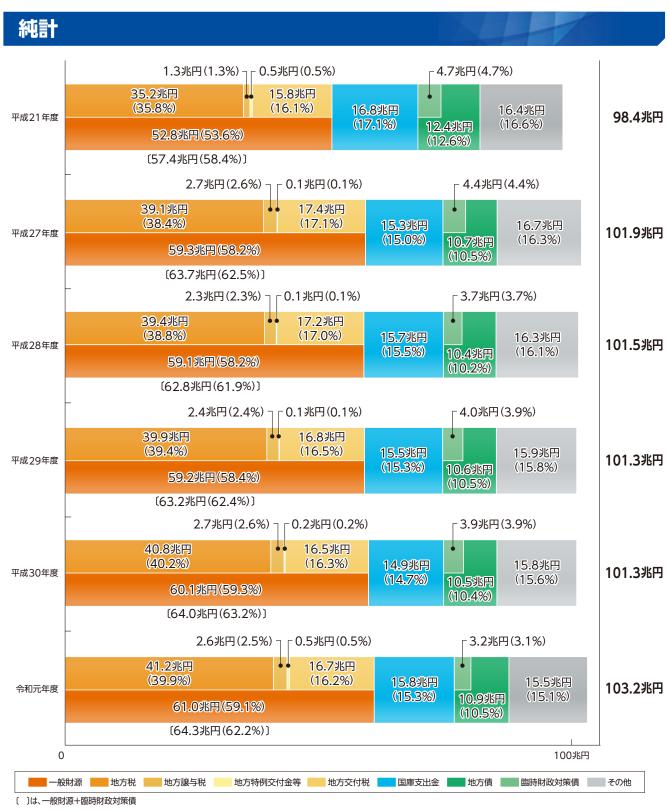






3 歳入内訳の推移

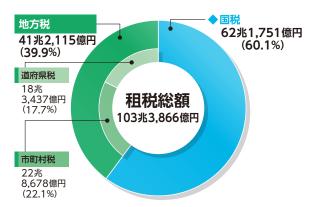
一般財源の構成比は、平成23年度から減少傾向にありましたが、26年度以降増加しています。



(注)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

4 国税と地方税の割合

国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は103兆3,866億円となっており、このうち国税が60.1%、地方税が39.9%を占めています。

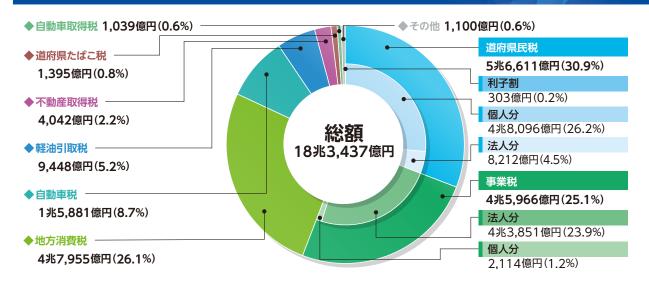


(注)東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税には含みません。

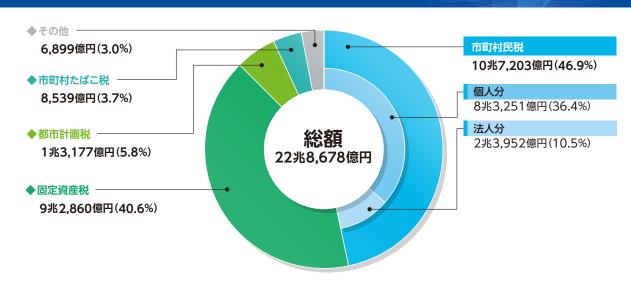
5 地方税

地方税は、道府県税と市町村税に分かれます。

道府県税の税収の構成(令和元年度決算)



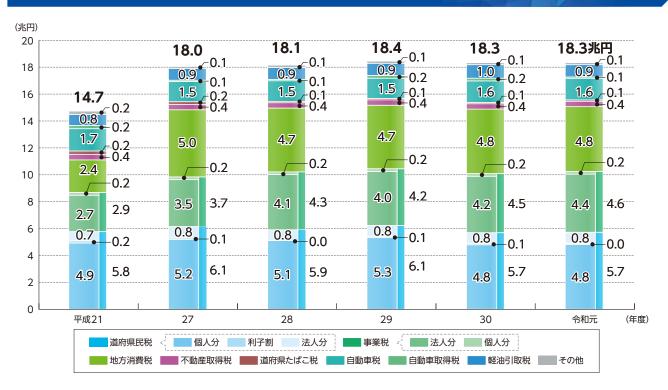
市町村税の税収の構成(令和元年度決算)





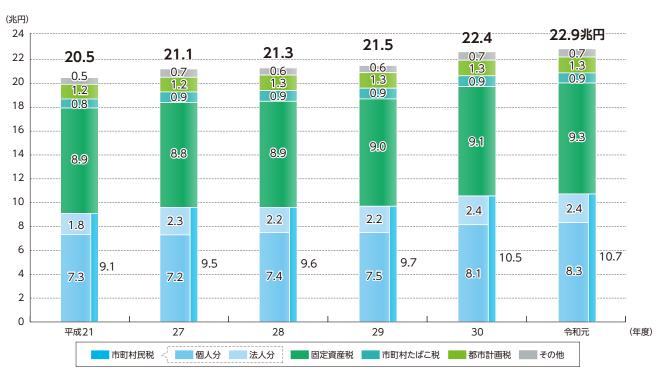
道府県税の収入額は、前年度と比べると0.1%増加しています。

道府県税収入額の推移



市町村税の収入額は、前年度と比べると2.0%増加し、平成28年度以降、4年連続で増加しています。

市町村税収入額の推移

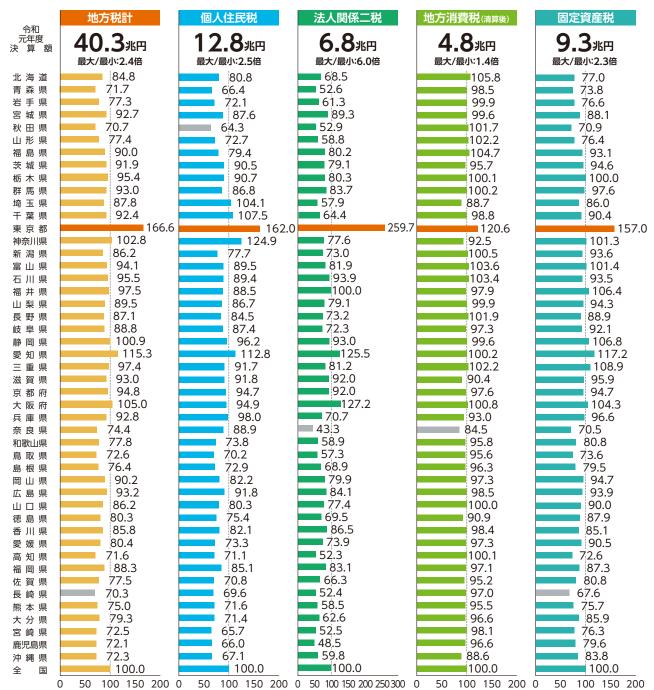


(注)市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要です。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口1人当たりの税収額を比較してみると、 最も大きい東京都と、最も小さい長崎県とでは、約2.4倍の格差となっています。

地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



⁽注1)「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値です。

⁽注2)地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものです。

⁽注3)個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いています。

⁽注4)法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除いています。 (注5)固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いています。

⁽注6)人口は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

6 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴 収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的不均衡により、多くの地方公共団体が必要な税収を 確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共 団体に対して、地方交付税として再配分しています。

1.地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合(所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%及 び地方法人税の全額)を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき決定されま

令和元年度における地方交付税総額は16兆7.392億円、前年度比1.2%増となっています。

2.各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような什組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。

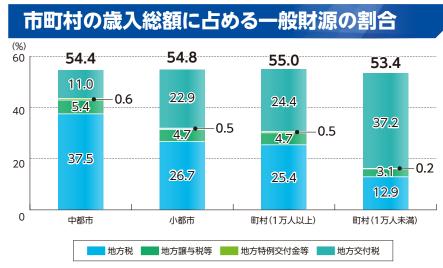


- (注1)基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担 金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度からは、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政 対策債)に振り替えることとしています。
- (注2)標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入さ れません。

3.地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体 間の財源の不均衡を調整し、ど の地域に住む住民にも標準的 な行政サービスや基本的な社 会資本が提供できるように財源 を保障するためのものです。

地方交付税による財源調整 が働いている結果、歳入総額に 占める一般財源の割合は、人口 規模等による大きな違いは生じ ていません。



(注)「中都市」とは、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、 「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。

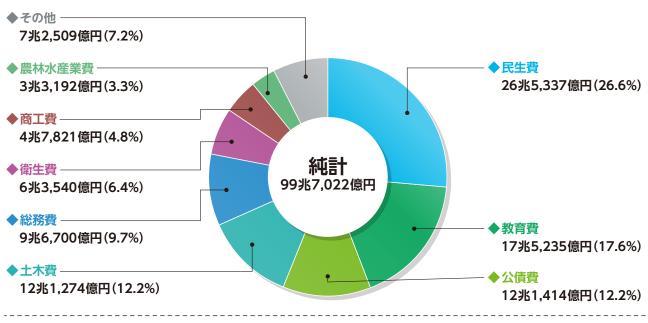
歳出

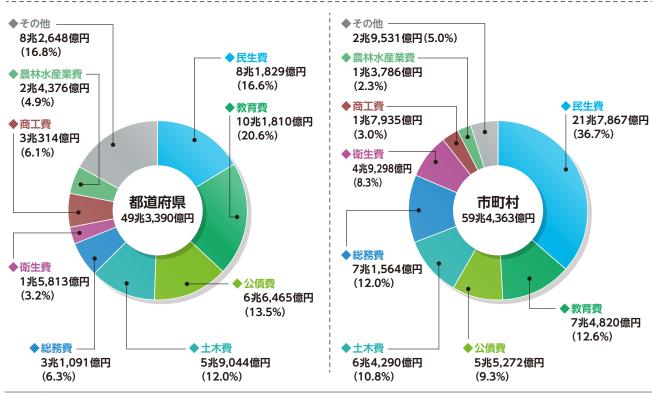
何に使われているのでしょうか?

1 目的別歳出

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、公債費などに多くの財源が使われています。都 道府県では、教育費、民生費、公債費の順、市町村では、民生費、教育費、総務費の順となっています。

目的別歳出決算額の構成(令和元年度決算)





総務費:全般的な管理事務、財政・会計管理事務に要する費用等

民生費:児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

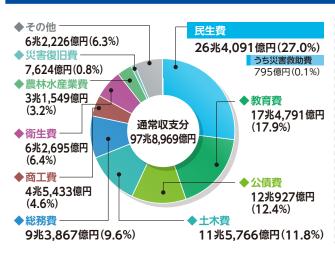
教育費:学校教育、社会教育などに使われる費用

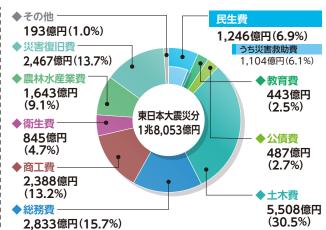
土木費: 道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

公債費: 借入金の元金・利子などの支払いの費用

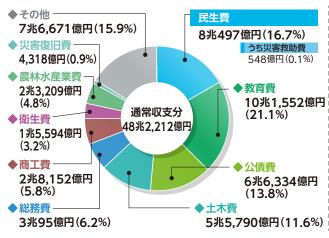
2 通常収支分と東日本大震災分(目的別歳出)

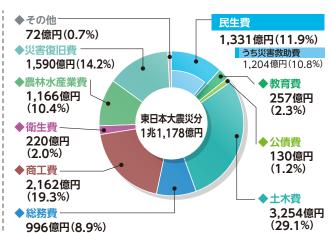
純計



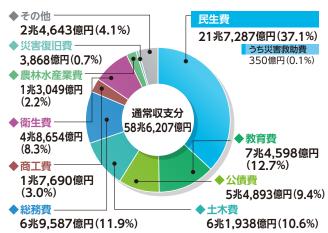


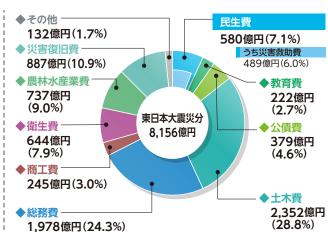
都道府県





市町村

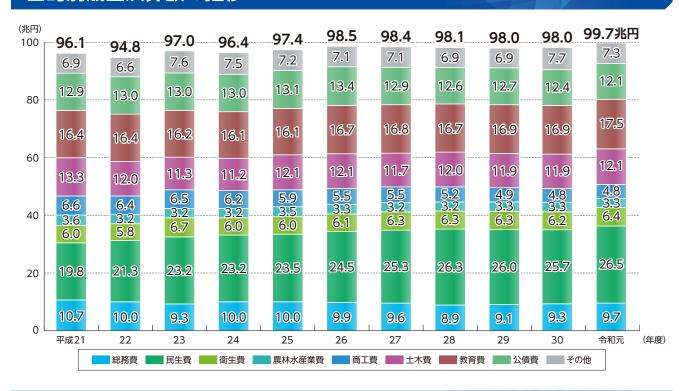




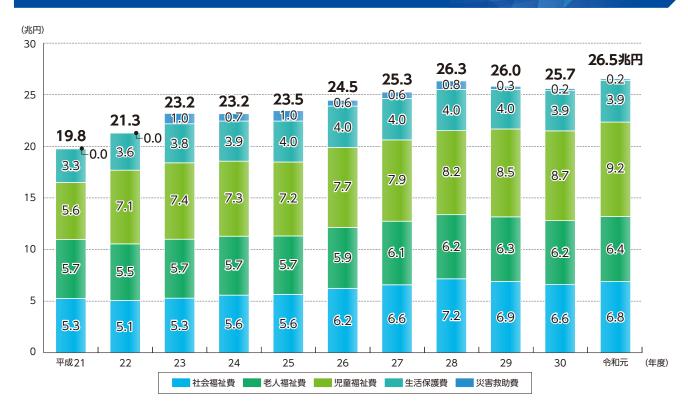
3 目的別歳出の内訳

平成21年度と令和元年度を比べると、民生費が大きく増加しています。

目的別歳出決算額の推移



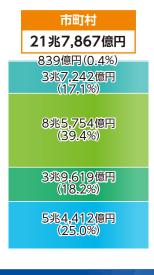
民生費の目的別内訳の推移



民生費の目的別内訳









教育費の目的別内訳



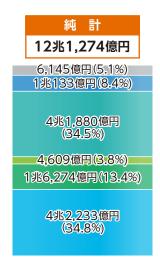


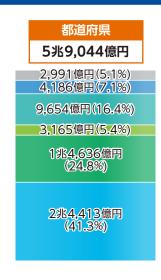


市町村



土木費の目的別内訳





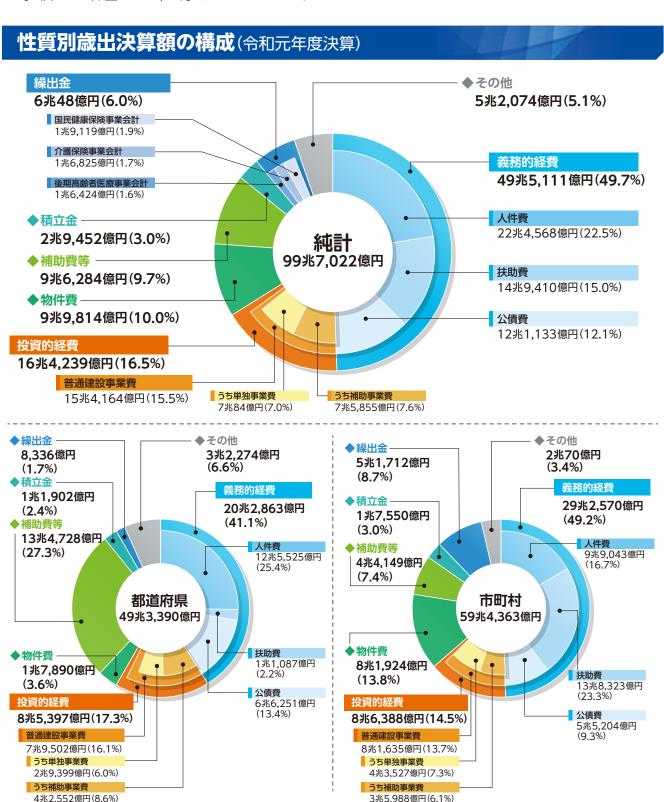




使われた費用はどのような性質のものでしょうか?

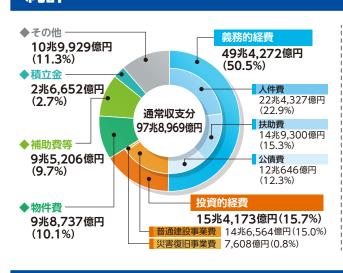
4 性質別歳出

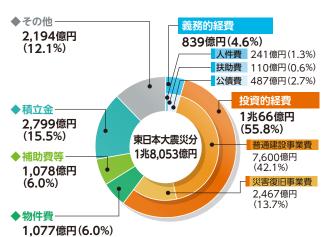
使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」 (人件費、扶助費及び公債費)、「投資的経費」(普通建設事業費など)、「その他の経費」(物件費、補助費等、積立金、繰出金など)に分けることができます。



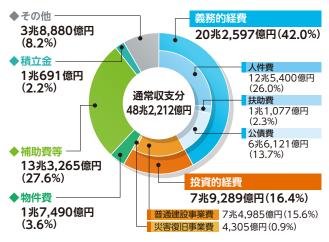
5 通常収支分と東日本大震災分(性質別歳出)

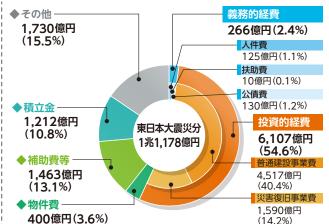
純計



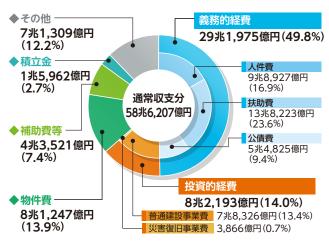


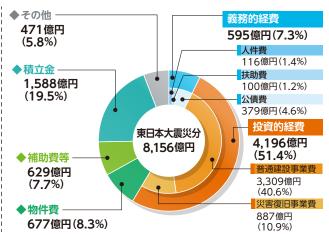
都道府県





市町村





6 性質別歳出の内訳

扶助費、投資的経費、物件費、繰出金が増加傾向にあります。

性質別歳出決算額の推移



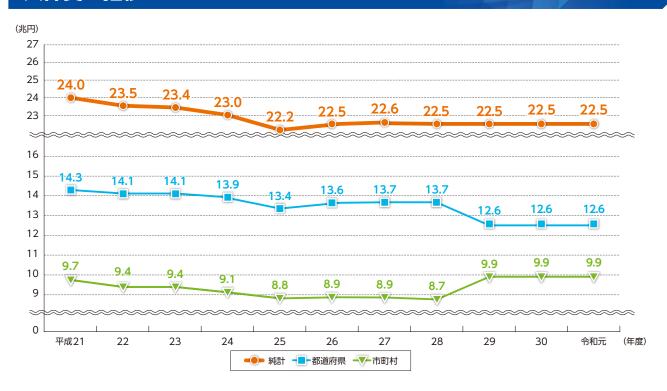
扶助費の目的別内訳の推移



歳出

令和元年度の人件費は、前年度から横ばいです。

人件費の推移



人件費の費目別内訳

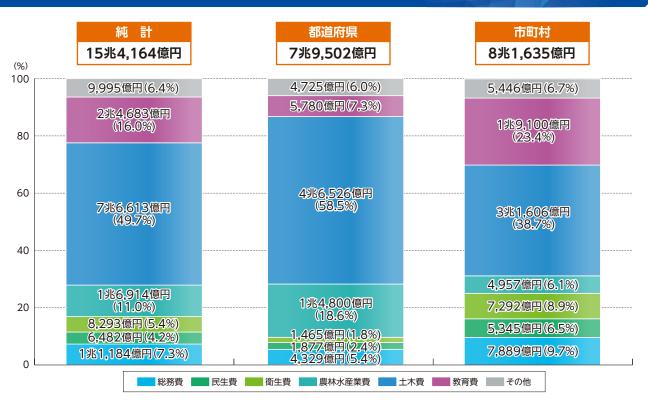


普通建設事業費は、補助事業の増加等により、前年度に比べ増加しています。 また、普通建設事業費の目的別内訳では、土木費が最も大きな割合を占めています。

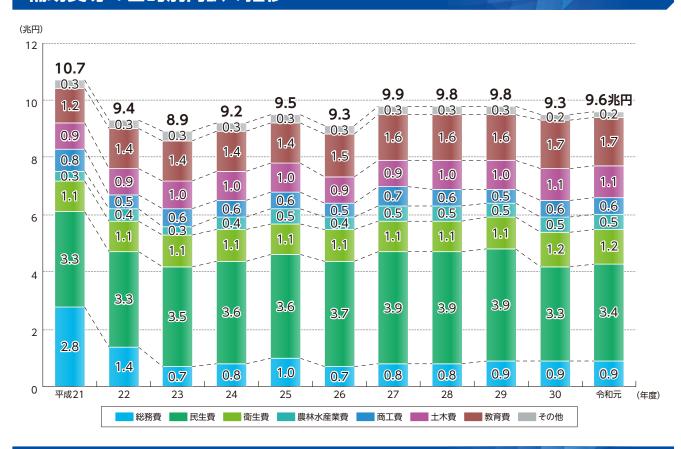
普通建設事業費の性質別内訳の推移



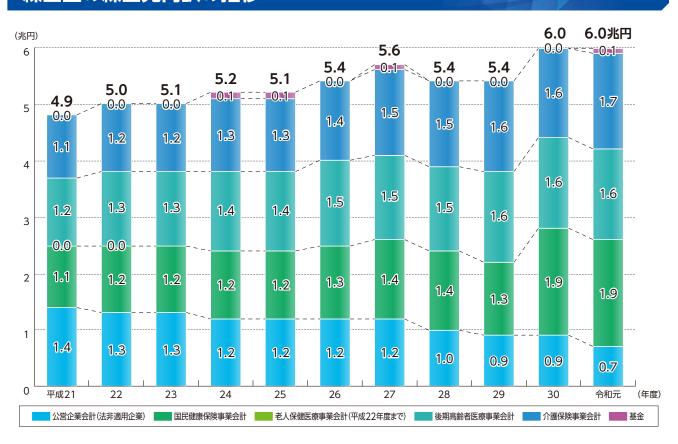
普通建設事業費の目的別内訳



補助費等の目的別内訳の推移



繰出金の繰出先内訳の推移



財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか?

地方公共団体が住民からのニーズに的確に応えていくためには、毎年支出が必要になる義務的経費に 充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保 していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といいます。

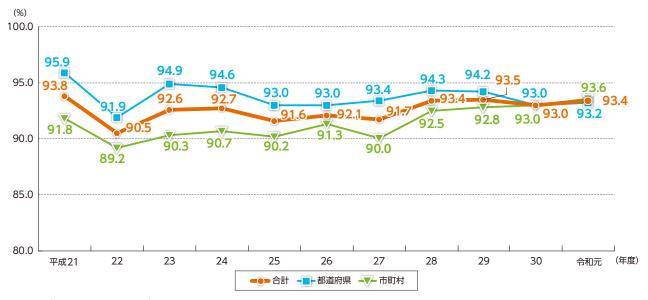
1 経常収支比率

令和元年度の経常収支比率は、前年度より0.4ポイント上昇して93.4%となり、16年連続で90%を上回っています。

経常収支比率 = 人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等 経常一般財源等(地方税+普通交付税等) +減収補塡債特例分+臨時財政対策債

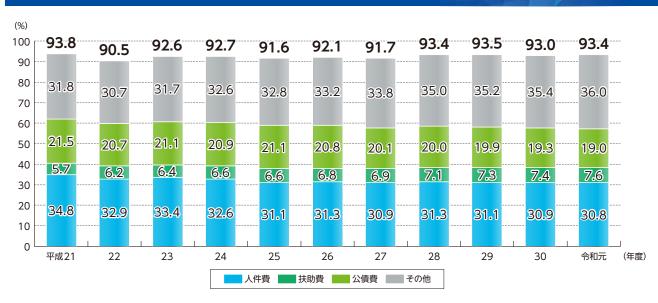
経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費 (経常的経費)に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度 経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補塡債特例分及び臨時財政対 策債の合計額に占める割合をいいます。

経常収支比率の推移



※合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていません。

経常収支比率(合計)の内訳



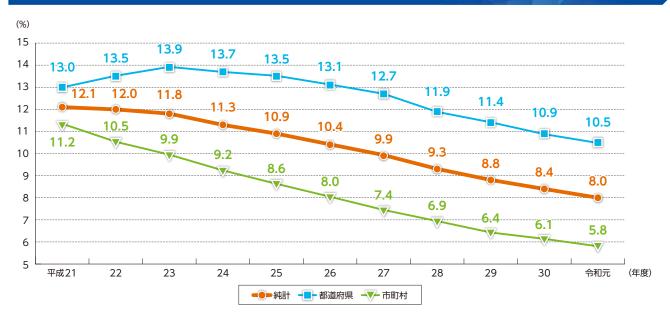
財政構造の弾力性

2 実質公債費比率及び公債費負担比率

地方公共団体の借入金の元金及び利子の支払いのための費用である公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられています。

実質公債費比率の推移



※実質公債費比率:実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

公債費負担比率の推移



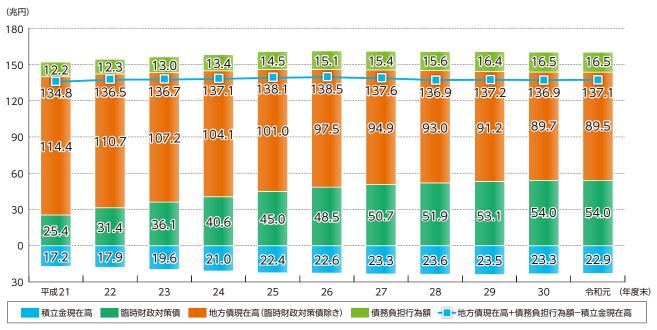
※公債費負担比率:公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

将来の財政負担

地方財政の借入金はどうなっているのでしょうか?

1 地方債現在高及び債務負担行為額の推移

令和元年度末における地方債現在高及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は137兆511億円で、前年度末と比べると0.1%増となっています。

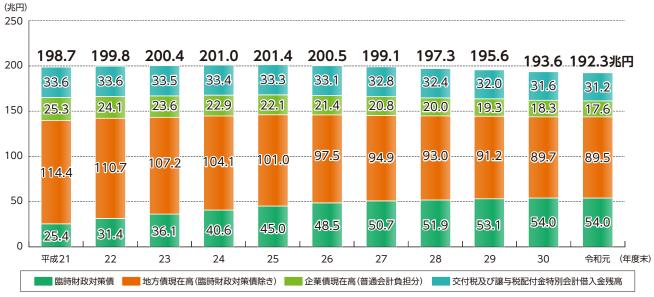


(注1)地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

(注2)債務負担行為額は、翌年度以降の支出予定額です。

2 普通会計が負担すべき借入金残高の推移

地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、令和元年度末で192兆円となっており、依然として高い水準にあります。



(注)地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

将来の財政負担

3 積立金現在高の推移

令和元年度末における積立金現在高は22.9兆円で、平成21年度末と比較すると、5.7兆円の増加となっています。



(注)積立金現在高には満期一括償還地方債の元利償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていません。

公営企業

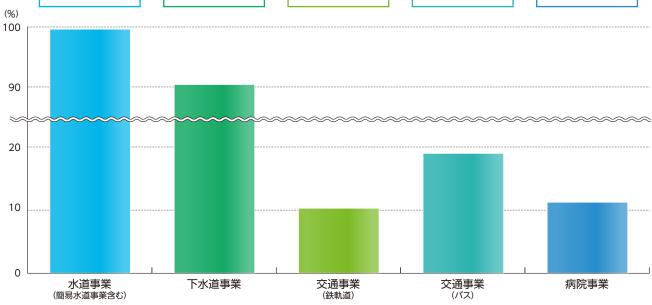
公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか?

1 公営企業の果たす役割

公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。

現在給水人口 1億2,456万人中 1億2,402万人 (99.6%)

汚水処理人□ 1億1,636万人中 1億522万人 (90.4%) 年間輸送人員 251億90百万人中 25億99百万人 (10.3%) 年間輸送人員 45億32百万人中 8億59百万人 (19.0%) 病床数 152ヵ9_{千床中} 1**7**万**2**千床 (11.2%)



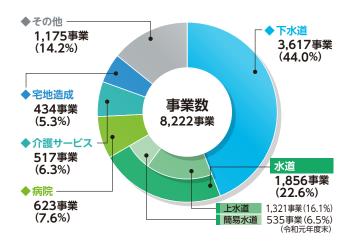
(注1)グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の公営企業が占める割合を表しています。 (注2)全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成しています。

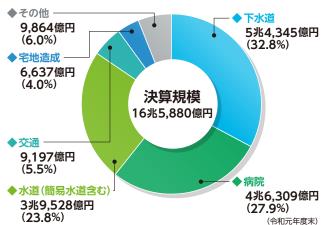
2 公営企業の事業数

事業数は、8,222事業であり、事業別にみると、 下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道 事業、病院事業、介護サービス事業、宅地造成事 業の順になっています。

3 決算規模

決算規模は、16兆5,880億円で、事業別にみる と、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病 院事業、水道事業、交通事業、宅地造成事業の順 になっています。

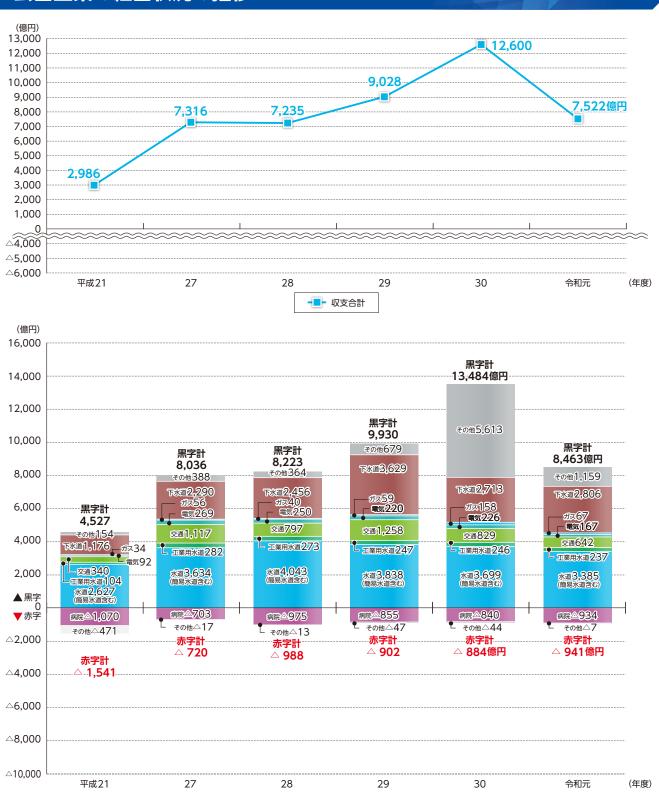




4 経営状況

経営状況は、7,522億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、工業用水道事業、交通事業、 電気事業、ガス事業及び下水道事業は黒字で推移しています。

公営企業の経営状況の推移



東日本大震災の影響

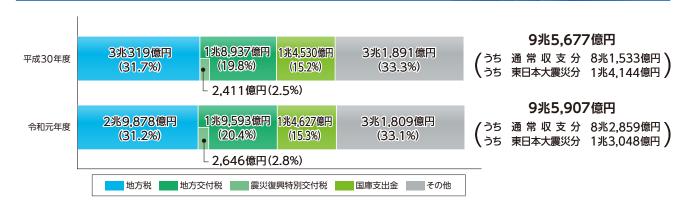
1 被災団体における決算の状況

1.特定被災県

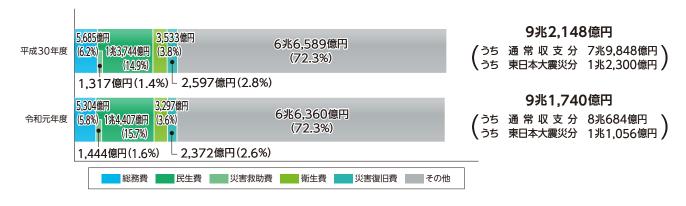
特定被災県である9県の歳入総額は9兆5,907億円で、前年度と比べると230億円増(0.2%増)(全国では1.1%増)となっています。また、歳出総額は9兆1,740億円で、前年度と比べると407億円減(0.4%減)(全国では0.8%増)となっています。

※特定被災県……「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県。 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

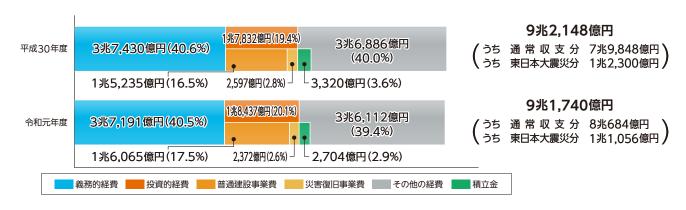
歳入



目的別歳出



性質別歳出



東日本大震災の影響

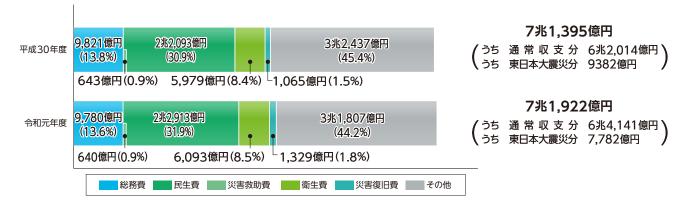
2.特定被災市町村等

特定被災市町村等である227市町村の歳入総額は7兆5,625億円で、前年度と比べると733億円増(1.0%増)(全国では2.5%増)となっています。また、歳出総額は7兆1,922億円で、前年度と比べると527億円増(0.7%増)(全国では2.5%増)となっています。

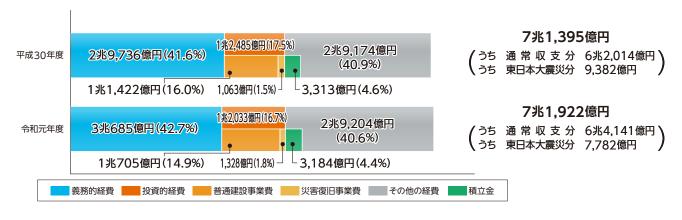
※特定被災市町村等…… 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のもの。(岩手県33団体、宮城県35団体、福島県59団体など、11県227市町村)



目的別歳出



性質別歳出



2 被災団体における公営企業の経営状況

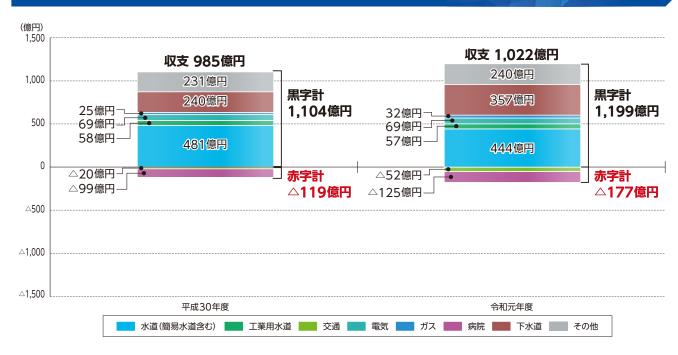
特定被災地方団体における公営企業の総収支は1,022億円の黒字で、前年度に比べ37億円、3.7% 増加しています。黒字事業は794事業で全体の89.8%、赤字事業は90事業で全体の10.2%となってい ます。

※特定被災地方団体……「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び「東 日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令1の別表第1に定め る特定被災地方公共団体である178市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。)

特定被災地方団体における公営企業の経営状況



特定被災地方団体における公営企業事業別決算収支の状況



地方財政健全化の推進

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の 問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地 方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行されています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

健全段階

- ◆指標の整備と情報開示の徹底
- フロー指標: 実質赤字比率、連結実 質赤字比率、実質公債費比率
- ストック指標: 将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による
- ⇒監査委員の審査に付し議会に報告 し公表

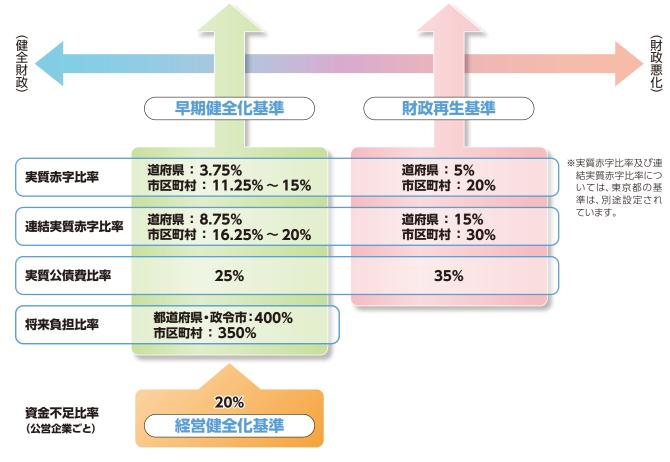
財政の早期健全化段階

- ◆自主的な改善努力による 財政健全化
- 財政健全化計画の策定(議会の議 決)、外部監査の要求の義務付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められ るときは、総務大臣又は知事が必 要な勧告

財政の再生段階

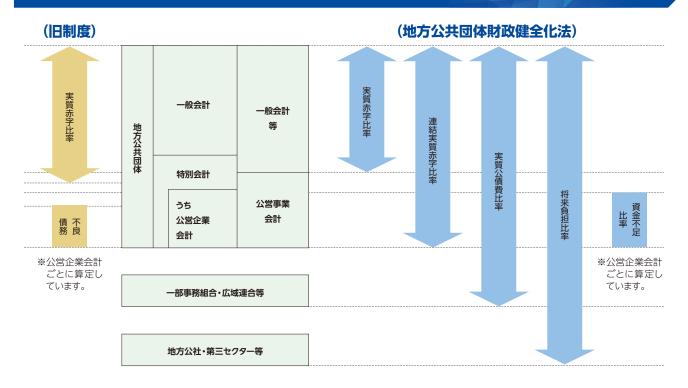
- ◆国等の関与による確実な再生
- 財政再生計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議 し、同意を求めることができる
- ●財政運営が計画に適合しないと認 められる場合等においては、予算の 変更等を勧告

公営企業の経営の健全化



指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用しています。

健全化判断比率等の対象



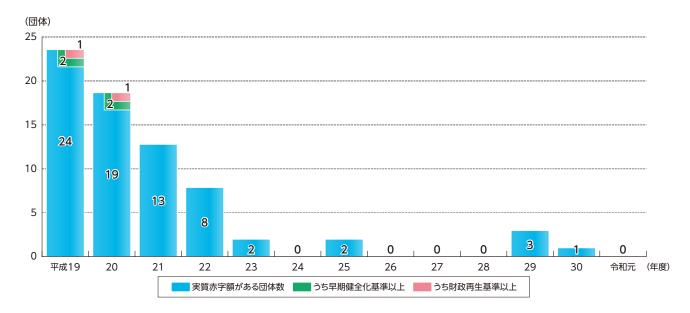
2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。 令和元年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が 0%超である)団体はありません。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。



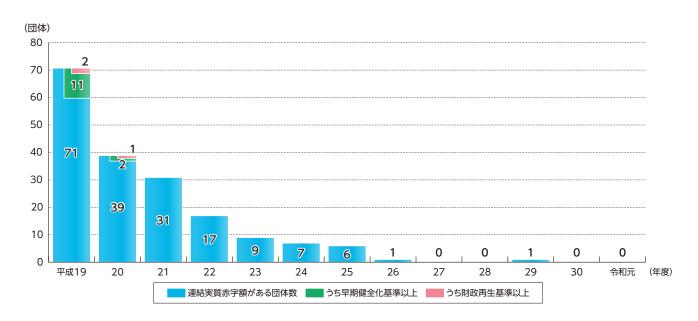
地方財政健全化の推進

連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。 令和元年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実 質赤字比率が0%超である)団体はありません。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。



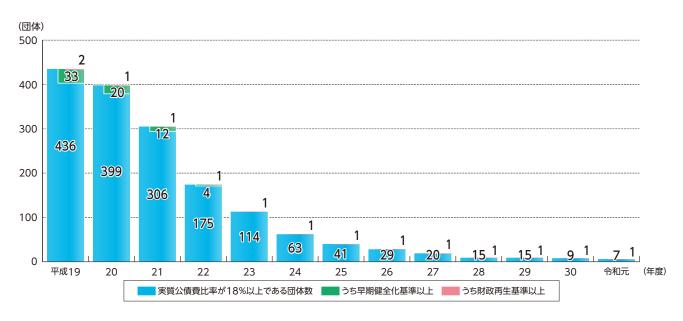
実質公債費比率

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

令和元年度決算において、実質公債 費比率が財政再生基準以上である団 体数は、市区1団体となっています。 (地方債の元利償還金+準元利償還金)-実質公債費比率 (特定財源+元利償還金・進元利償還金・進元利償還金・進元利償還金・進元利償還金・進元利償還金・進元利償還金・

実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要です。



将来負担比率

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、下図のとおりです。

令和元年度決算において、将来負担 比率が早期健全化基準以上である団体 数は、市区1団体となっています。 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 将来負担比率 = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

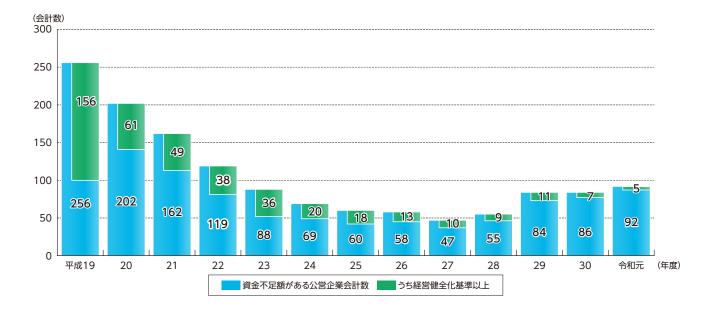


資金不足比率

資金不足額がある公営企業会計数の推移は、下図のとおりです。 令和元年度決算において、資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数は、92会計となっています。このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、5会計となっています。

資金不足比率 = 事業の規模

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。



目で見る日本の地方財政

地方財政の状況

令和3年版 地方財政白書ビジュアル版 (令和元年度決算)

